

消食表第 202 号

平成 28 年 3 月 31 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づく製造所固有記号制度については、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）第 10 条の規定による製造所固有の記号の届出（以下「旧届出」という。）が同日以降はできなくなります。これに伴い、旧届出の様式を削除する改正をすることとしました。

また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準の解釈として本通知に明確化すべきと判断した点等についても併せて別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

なお、食品表示基準に基づく製造所固有記号制度に係る本通知の運用につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から開始いたしますので、御留意の程よろしくをお願いします。